

## ◎家事事件手続法

(平成二十三年五月二五日法律第五二号)

### 一、提案理由(平成二十三年四月一九日・参議院法務委員会)

○国務大臣(江田五月君)

……………(略)……………

続いて、家事事件手続法案について、その趣旨を御説明いたします。

家庭裁判所における家事審判及び家事調停の手続を定める現行の家事審判法は、昭和二十二年に制定されて以来、全体についての見直しが行われていないまま今日に至っております。そのため、近年の他の民事関係の手続を定めた法令と比較しますと、手続法として備えるべき基本的な事項や当事者等の手続保障に関する規定が十分とは言えないものとなっておりますほか、この間の社会の著しい変化に伴い、家族をめぐる事件も複雑化、多様化しており、現在の社会の状況に適合していない部分が生じております。また、現行の家事審判法は、広く非訟事件手続法の規定を準用しているため、非訟事件手続法の改正の影響を免れないという関係にあります。

そこで、この法律案は、このような状況に鑑み、家庭をめぐる紛争を扱う手続のうち、訴訟手続について平成十五年に人事訴訟法が制定されて現代化が図られたのに続き、非訟事件手続法が改められるこの機会に、家事審判及び家事調停の手続を国民にとってより利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものにするため、新たに家事事件手続法を制定し、家事事件の手続の改善を図ろうとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、管轄、代理、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備することとしております。

第二に、当事者等の手続保障に資する規定をより充実したものに改めることとしております。

まず、手続への参加に関する規定を整備し、裁判の結果に利害関係を有する者が家事審判及び家事調停の手続に主体的に関与することを容易にするため、手続に参加することができる者の範囲や参加した者の権限を明確にすることとしております。

また、当事者に、裁判の資料を提出し、又は裁判所によって収集された資料に反論するなどの機会を保障する見地から、当事者による記録の閲覧、謄写に関する規定を整備し、当事者が記録の閲覧等の許可の申立てをした場合には、家庭裁判所は、関係者のプライバシー等に配慮した例外を認めつつも、原則と

してこれを許可することとしております。

さらに、一般的に紛争性が高いと考えられる類型の家事審判事件におきましては、家庭裁判所は、原則として当事者の陳述を聴くものとし、また、当事者に裁判資料の提出期限を示すとともに、裁判所の判断の基礎となるべき資料の範囲を明らかにするため、原則として審理を終結する日を定めなければならぬものとするなど、当事者に適切かつ十分な主張、反論等の手続追行の機会を保障するための特則を設けることとしております。

第三に、家事事件の手続をより利用しやすくするための制度を新設することとしております。

具体的には、遠隔地に居住する当事者等への裁判所への出頭の負担を軽減するため、家事審判及び家事調停の手続において電話会議システム等を利用することができるものとする規定、高等裁判所においても調停を行うことができるものとする規定等を新設することとしております。

.....(略).....

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

## 家事事件手続法

## 二、参議院法務委員長報告(平成二十三年四月二十七日)

○浜田昌良君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、家事事件手続法案は、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、家事事件の手続に関する法制について、管轄、当事者及び代理人、家事審判及び家事調停の手続、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備し、参加、記録の閲覧・謄写、陳述の聴取等の手続保障に資する規定をより充実したものに改めるとともに、電話会議システム等による手続及び高等裁判所における調停等、その利便性の向上を図るための諸制度の新設等を行うものとしてあります。

.....(略).....

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、非訟事件の定義と法改正の理由、条文の分かりやすさへの配慮、電話会議システム及びテレビ会議システムの利用と当事者の権利保障、行政手続法との異同、憲法第三十二条との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御

承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院法務委員長報告（平成二三年五月一九日）

○奥田建君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

（略）

次に、家事事件手続法案は、家事事件についても、非訟事件と同様に、手続の基本的事項に関する規定の整備、当事者等の手続保障に資する規定の充実、当事者の利便性の向上を図るための制度の創設等を行うものであります。

（略）

以上三法律案は、いずれも参議院先議に係るもので、去る五月十日日本委員会に付託され、十一日江田法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、昨十八日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。